

議案第 10 号

令和 4 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 4 号)に
ついて

令和 4 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 4 号)を、別紙のと
おり議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和4年度 橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第4号)

令和4年度橋本市の工業団地造成事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ228,875千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,061,253千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年2月27日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
1 国 庫 支 出 金		
		1 国 庫 補 助 金
2 県 支 出 金		
		2 県 委 託 金
3 繰 入 金		
		1 基 金 繰 入 金
5 諸 収 入		
		1 雑 入
6 市 債		
		1 市 債
歳 入		合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
177,540	△9,382	168,158
177,540	△9,382	168,158
1,882,648	△84,120	1,798,528
1,789,419	△84,120	1,705,299
83,485	△31,363	52,122
83,485	△31,363	52,122
1,973,028	△37,910	1,935,118
1,973,028	△37,910	1,935,118
1,171,800	△66,100	1,105,700
1,171,800	△66,100	1,105,700
5,290,128	△228,875	5,061,253

歲 出

款	項
1 工 業 団 地 造 成 事 業 費	1 工 業 団 地 造 成 事 業 費
歲 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
5,289,997	△228,875	5,061,122
5,289,997	△228,875	5,061,122
5,290,128	△228,875	5,061,253

第2表 繰越明許費補正

(変更)

款	項	補正前	
		事業名	金額
1 工業団地造成事業費	1 工業団地造成事業費	工業団地造成事業	4,170,949千円

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域開発事業	千円 920,000	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

補 正 後	
事 業 名	金 額
工業団地造成事業	4,189,594千円

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 853,900	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限 を短縮もしくは繰上償還又 は低利に借換えることがで きる。